

法科大学院教育状況調査ワーキング・グループの設置について（案）

平成29年 月 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会決定

法科大学院等特別委員会の下に、「法科大学院教育状況調査ワーキング・グループ」（以下「教育状況調査ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

1. 所掌事務

「法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）」及び平成28年度法科大学院教育状況調査結果等を踏まえ、法科大学院教育の質の向上のため、客観的指標に照らして課題があると認められる法科大学院に対して、教育の実施状況等に関する専門的な調査・分析を行う。

2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 教育状況調査ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員」という。）は、座長が指名する。
- ② 教育状況調査ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、教育状況調査ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 設置期間

教育状況調査ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成31年2月14日までとする。

4. 法科大学院特別委員会への報告

教育状況調査ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院等特別委員会へ報告するものとする。

5. その他

- ① 教育状況調査ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他教育状況調査ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が教育状況調査ワーキング・グループに諮って定める。